

介護用品支給助成事業の見直しについて

介護用品支給助成事業とは

要援護高齢者に対し、介護用品を支給することにより、衛生の向上および介護者の経費の負担軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする事業。

根拠法令等 米原市介護用品支給助成事業実施要綱

■「地域支援事業充実に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」

(平成 27 年 2 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)

地域支援事業における、任意事業の「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給に係る事業について、国は「地域支援事業充実に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとした。



介護用品の支給は、介護給付サービスの上乗せ・横出しとなるものであり、仮に実施する場合には、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきものであるが、多くの市町村が実施していた状況に鑑み、例外的な激変緩和措置として講じた措置となる。

■「地域支援事業の実施について」

(平成 30 年 5 月 10 日老発 0510 第 3 号厚生労働省老健局長)

「平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第 7 期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。

- ①高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること。
- ②地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること。
- ③各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」としている。



平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間事業は継続して実施が可能であるが、その間に廃止・縮小・継続を検討していく必要がある。

■継続か縮小か廃止かを令和2年度までに決定

- ・継続、縮小→市単独の事業になるため、財源を含めて検討が必要。
- ・事業の目的が、介護者に対する経済的負担を軽減することにあるため、対象者に対する影響を考慮する必要がある。
- ・廃止、縮小について、計画的かつ段階的に移行することも含めて、他市の動向も注視しつつ、慎重に決定する必要がある。

■財源

(現在)

第1号保険料	23.00%
国負担分	38.50%
県負担分	19.25%
市負担分	19.25%

(移行後)

継続：市町村独自事業 または 市町村特別給付 または 保健福祉事業

縮小：市町村独自事業 または 市町村特別給付 または 保健福祉事業

廃止：－

	財 源		条例改正
市町村独自事業	市	19.25% ⇒ 100%	不要
市町村特別給付	第1号保険料	23.00% ⇒ 100%	必要
保健福祉事業	第1号保険料	23.00% ⇒ 100%	不要



■任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて

(令和2年11月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

- ・当該事業の対象となるのは、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。
- ・対象期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日（第8期介護保険事業計画期間）
- ・支給要件
 - (1) 本人課税の新規・既存利用者については対象外とする。
本人非課税・世帯員課税の新規・既存利用者については、年間6万円の上限を設ける
 - (2) 新規利用者については、高齢者の個別の状況を踏まえて必要な者に支給することとする。
具体的には、必要性を個別判断することとする。ただし、要介護4以上の者については、必要な者に該当することとしても差し支えない。



■介護用品支給助成事業の見直しについて

第8期計画期間における取扱いが示され、現行と同じ対象者では事業の実施ができないため、対象者等の見直しが必要。

現行

米原市に住所があり、以下の条件を全て満たしていること

- ・要介護認定において要介護1～5と認定された人

世帯階層区分	要介護度	月額(円)	登録者数	利用率	金額(円)
A 市民税非課税世帯	4・5	6,000	77	92.96%	5,153,702
B 市民税課税世帯	4・5	3,000	132	80.00%	3,801,600
C 市民税非課税世帯	3	4,000	76	91.30%	3,330,624
D 市民税課税世帯	3	2,000	118	84.93%	2,405,217
E 市民税非課税世帯	1・2	2,000	178	84.71%	3,618,811
F 市民税課税世帯	1・2	1,000	312	77.96%	2,918,822
合計			893		21,228,776

予算について

当該事業は介護保険事業特別会計の地域支援事業として行っており、任意事業の上限額の範囲内で実施する必要がある。

令和3年度当初予算(案)

任意事業	23,005,000円(上限 23,006,000円)
介護給付費適正化事業	2,229,000円
家族介護支援事業	13,302,000円(介護用品支給助成事業として 13,000,000円)
その他事業	7,474,000円

見直し案

別紙のとおり

見直し案 共通事項

- ・在宅であること（入院中、施設入所している人は対象外）
- ・認定調査票の「排尿」または「排便」の項目が「介助」または「見守り等」に該当する
- ・介護保険料の滞納がないこと

見直し案 1

■要介護認定において要介護1～5と認定された人

■本人の市町村民税が非課税である（所得段階が第1～5段階に該当）

所得段階	要介護度	月額(円)	登録者数(人)	利用率	金額(円)	利用率100%
第1～3段階 〔本人：非課税 世帯：非課税〕	5	2,000	42	92.96%	937,037	1,008,000
	4		44		981,658	1,056,000
	3		77	91.30%	1,687,224	1,848,000
	2		118	84.71%	2,398,987	2,832,000
	1		65	1,321,476	1,560,000	
第4、5段階 〔本人：非課税 世帯：課税〕	5	1,000	34	80.00%	326,400	408,000
	4		45		432,000	540,000
	3		69	84.93%	703,220	828,000
	2		116	77.96%	1,085,203	1,392,000
	1		50	467,760	600,000	
合計			660		10,340,965	12,072,000

現行の条件に国の示す所得要件を踏まえ、対象者を設定。

現行より支給額を減額するが、最も利用者への影響が小さい。

見直し案 2

■要介護認定において要介護3～5と認定された人

■本人の市町村民税が非課税である（所得段階が第1～5段階に該当）

所得段階	要介護度	月額(円)	登録者数(人)	利用率	金額(円)	利用率100%
第1～3段階 〔本人：非課税 世帯：非課税〕	5	4,000	42	92.96%	1,874,074	2,016,000
	4		44		1,963,315	2,112,000
	3		77	91.30%	1,687,224	1,848,000
	2					
	1					
第4、5段階 〔本人：非課税 世帯：課税〕	5	2,000	34	80.00%	652,800	816,000
	4		45		864,000	1,080,000
	3		69	84.93%	703,220	828,000
	2					
	1					
合計			311		7,744,633	8,700,000

在宅での介護負担を鑑み、比較的介護度の高い要介護3～5を対象とする。

要介護3～5に絞ることで、将来的な事業の廃止も視野に入れる。

事業の執行には十分余裕がある。

見直し案 3

■要介護認定において要介護1～5と認定された人

■本人・世帯ともに市町村民税が非課税である（所得段階が第1～3段階に該当）

所得段階	要介護度	月額(円)	登録者数(人)	利用率	金額(円)	利用率100%
第1～3段階 〔本人：非課税 世帯：非課税〕	5	4,000	42	92.96%	1,874,074	2,016,000
	4		44		1,963,315	2,112,000
	3	2,000	77	91.30%	1,687,224	1,848,000
	2		118	84.71%	2,398,987	2,832,000
	1		65	1,321,476	1,560,000	
合計			346		9,245,076	10,368,000

要介護1～5の認定を受けた非課税世帯に属する人を対象とする。

低所得者対策としての助成内容。

利用率が100%となっても事業の執行が可能。

見直し案 4

■要介護認定において要介護3～5と認定された人

■本人・世帯ともに市町村民税が非課税である（所得段階が第1～3段階に該当）

所得段階	要介護度	月額(円)	登録者数(人)	利用率	金額(円)	利用率100%
第1～3段階 〔本人：非課税 世帯：非課税〕	5	4,000	42	92.96%	1,874,074	2,016,000
	4		44		1,963,315	2,112,000
	3		77	91.30%	1,687,224	1,848,000
	2					
	1					
合計			163		5,524,613	5,976,000

利用者本人・世帯員ともに非課税で、要介護3～5に該当する者を対象とする。

低所得者で、かつ介護度が高く介護負担の大きい者への助成とする。

見直し案 4-2

■要介護認定において要介護3～5と認定された人

■本人・世帯ともに市町村民税が非課税である（所得段階が第1～3段階に該当）

所得段階	要介護度	月額(円)	登録者数(人)	利用率	金額(円)	利用率100%
第1～3段階 〔本人：非課税 世帯：非課税〕	5	4,000	42	92.96%	1,874,074	2,016,000
	4		44		1,963,315	2,112,000
	3		77	91.30%	3,374,448	3,696,000
	2					
	1					
合計			163		7,211,837	7,824,000

利用者本人・世帯員ともに非課税で、要介護3～5に該当する者を対象とする。

低所得者で、かつ介護度が高く介護負担の大きい者への助成とする。

助成額を4,000円にすることで、これまでの要介護3～5の非課税世帯の利用者への影響を小さくし、また近隣市との均衡を図る。